

刑事教育学

まえがき

以下に紹介するペーテルス教授の小論は、ともに教育学辞典中の刑事教育学の項目である。一九五四年の該項目初版の執筆後、一九六〇年にペーテルス教授は単行本として、「刑事教育学の基本的諸問題」(三五三頁)を出版されている。該項目第二版は、一九七〇年に執筆された。その間、一九六七年七月一八日の連邦憲法裁判所の判例が出て、前後の刑事教育学の項目記載に影響を及ぼしたところがある。いわゆる複数社会における行刑の困難性の問題は、我国においても余所事では済まされないものがあると考えられる。いずれにせよ、刑罰論は、刑事教育学により生氣のあるものとなるであらう。

紹介

カール・ペーテルス
内田 一郎 訳

Karl Peters, Kriminalpädagogik im Lexikon der Pädagogik in vier Bänden, herausgegeben vom Deutschen Institut für wissenschaftliche Pädagogik, Münster und dem Institut für Vergleichende Erziehungswissenschaft, Salzburg. S. 72 ff., 1954.

I 刑事教育学の客体

刑事教育学とは、法侵犯者または法侵犯の傾向のある者の教育に関する理論である。刑事教育学的尽力は、児童および少年

に限定されず、あらゆる年令集団の者に關係する。(中略) 刑事教育学は刑法的に把握された法侵犯を基点とし、その法侵犯がすでに実現したものであると、将来そのおそれのあるものであるとを問わない。従つて刑事教育学は倫理的に危機に立つた、放任された者に対して、この者が法侵犯の領域に入つてくるおそれがありさえすれば、關係を有するのである。倫理的に危機に立つことおよび放任されていることが、常に刑法上の不法に触れるものでは決してない。(中略)

刑事教育学は、刑法的に把握された法侵犯についての一個の教育的活動を含む總ての処置を包括する。その際に法侵犯者が責任能力者であるか否かは決定的なことではない。児童または精神病者の法侵犯も処置を呼び起す。(中略) 刑の執行のほかにはまず第一に他の自由剝奪を伴う処分が進み出る(療養または看護の施設への収容、禁絶施設への収容、労働所への収容、教育ホームへの収容または少年院への収容)。さらにまた保護觀察補助(保護觀察、保護監督)をめぐる最近の努力または教育的条件および指図をめぐる尽力は、自由剝奪を伴わない刑事教育学上の処置を認識させる。

刑事教育学は個人的教育学である。それは個々の人々を目指して整えられる。すべての住民層と關係のある処置は社会的教育学の領域に属する。刑法的秩序自体は社会的教育学の使命を

果たす、すなわち右の秩序は、住民に対して倫理的・法的秩序を可視的にし、そして刑法的観点からの法侵犯の効果を眼前に示すからである。社会的教育学の使命は、一般人のうちに倫理のおよび法的な思考ならびに感覚を育成し、そして確保することにある。基本となるのは一個の健全な社会政策(例えば労働供給、住宅建設、団地)である。それとともにさらにまた同時に法侵犯者の個人的、刑事教育学的処遇のための一個の重要な前提条件が与えられるのである。

II 刑事教育学の主体

刑事教育学は一人の法侵犯者のおのおのの教育的処遇を対象とする。それゆゑ刑事教育学は国家的またはそのほかの主権的な教育上の仕事に限定されない、それはむしろ私的および自発的活動をも包括する。人々がすべての補助活動を公的機関へ押しやる傾向がますます強くなる時代においては、一度まず私的領域での刑事教育学的諸可能性を認識することは大切なことである。刑事教育学の主体は次の如くである。一、私人。例えば両親、兄弟姉妹、扶助者、医師、心理学者、保護家族、教師など。二、自発的組織。この組織は私的補助者、すなわち福祉事業に従事する人、医師、心理学者および教育学者を招致することにより、裁判所の補助への協力により、教育の用意がありそ

して教育の能力のある保護家族の仲介により、教育相談所の設立により、施設、ホームおよび職場の設立によって刑事教育学的仕事をすることが出来る。三、教会、それは人間をめぐる格闘において人に社会の領域においても抛り所と安定を得させるべく努力している。四、地方自治団体、これに対しては、裁判所補助の際の保証ないし協力、相談所および教育場所、労働紹介所、ホームおよび施設の設立が義務づけられている。五、国家。国家は最も強力な、人格へ介入する処置、すなわち刑の執行をもっている。そのほか国家は、ほかの担い手が役に立たないところで、補充的に刑事教育学的処置をもって介入しなければならない。

III 刑事教育学の目標

刑事教育学の目標は、人が正常の人間として独立して生活を営んでゆけるように、人を形成しそして陶冶することである。この目標は人に対して確固とした倫理的態度と立場とを伝達すべきものである。この際に問題となるのは、単なる合法性、すなわち単に刑法法規と衝突することのない挙動よりも内容の多いものである。法は（単なる秩序法の領域が問題となるにすぎない場合でない限り）一個の、倫理的なものに根ざした秩序であり、それは精神的な承認によって初めて充足されそして確保

されるのである。ただ外部的挙動に限定されるような法侵犯者の教育は、重大な内部的または外部的危機の時代に、彼に確実な抛り所を与えることにはならないであろう、従って真の補助とはならないであろう。その結果として刑事教育学で道徳性も問題となる。しばしば合法的挙動のみが導いてこられること、たしかにこれとともに少なからぬ事柄が達成されていることは、その目標が一層高度のものであることを排除するものではない。

IV 実現の諸力と方法

その目標の達成は、教育される者の人格および教育する者の人格、教育環境、教育手段および教育方法ならびに社会的組み入れの可能性によって左右される。

一、教育される者については、まず第一に人格要素として年齢と性別とが顧慮されるべきである。未成年の法侵犯者の処遇は全部または少くとも圧倒的に教育思想に服する。成人の処遇は、成人の高められた答責性のために、もっぱら教育的観点のもとで見られるわけではなく、むしろその処遇は刑法的使命（贖罪、応報、保安、一般人に対する警告）の枠内におかれなければならない。加うるに成人の改造の可能性は限定的なものである。すなわち制定法で、少年については教育について述

べ、成人については改善について述べるにより表現されているところの一個の事実があるのである。

必要なものは、犯罪の攻撃に向つて捕われまたは陥つてゐる程度についての知識である。刑事教育学の効果の前提条件となるのは、法侵犯者の分類 (Klassifizierung) である。この点に刑事学的主要課題の一つがある (Aschafenburg, Exner, Grubbe, Lenz, Mezger, Sauer, Selig, Sieverts)。この分類の観点となるのは、智力 (天賦の才能、精神薄弱)、衝動力および意思力 (精神病、病的欲望)、健康 (身体的、精神的病氣)、社会的挙動方法 (法秩序の基本的な承認または全体としてのまたはその部分的な法秩序の否定、犯罪者になる用意のあること、外部的作用の結果としての犯罪性、一般的な生活態度、婚姻、家庭、職業、社会的集団での態度) である。教育の仕事は、その際に該当者の逸脱、欠陥および誤謬についてのみならず、彼の長所についても正確な知識をもつことを前提とする。これらの事情に関する知識は、裁判官にとつて、そのことが彼の権限に属する限り、刑事教育学的に正当な処置を命じるために必要であり、直接に教育の任に当る各人にとつて、法侵犯者に呼びかけそして彼を陶冶することができるようになるため必要である。

二、教育する者は、一般教育学的にその能力を備えていなければならぬ。教育される者が一個の特別な教育環境におかれ

ればおかれるほど、ますます教育する者は、まさに所与の関係における仕事のために能力を備えそして修業をつんでいなければならない。このことはなによりもまず施設教育およびホーム教育にあてはまる。各教育者は、自己の活動分野で、法的、倫理学的、教育学的、心理学的、社会学的および医学的性質の基本的知識を意のままに用いなければならない。彼はなによりも先に、彼が仕事をしている環境の效果に精通していなければならない。彼は、数個の教育力が共同の仕事に就くところ、例えば刑の執行、国家による青少年の保護教育において、全体的教育プランに自己を組み込んで、真の教育共同体の形成に参加しなければならない。被保護者が、保護観察補助または保護補助の場合におけるように、通常の環境にあるところでは、保護者はそのほかの教育要素 (両親の家、家族、学校、雇い主) と共同して活動しなければならない。おのおのの教育の成果は——そしてまさにしばしば非常に困難な人間の教育の成果は——教育する者の信頼性のみでなく、教育する者が代表する秩序の信頼性にも依存している。社会自体が期待を裏切ることには社会的秩序を法侵犯者に対して確信的に可視的にしようとする教育者にとつて最もはなはだしい障害の一つがある。

三、刑事教育学的環境は考えられ得る処置の広範囲におよぶ差異 (重懲役または軽懲役における厳格な拘禁から緩やかな施

設、宿泊所、ホームでの滞在を経て従来の環境にとどまることまで）に応じてきわめて区々様々である。おのおのの環境から明らかになる促進的事情および阻害的事情に関して、またその都度明らかになる教育方法および教育手段は、個々の処置（例えば少年刑の執行、保護教育、少年犯の懲戒拘留、保護観察補助）の際にのみこれを述べることができる。処分の種類の如何によって左右されるのは、また、教育のために充分な教育時間が意のままに用いられるかどうかということである（不定期の有罪判決の言渡の問題）。

四、刑事教育学上の処置は二個の側面に向つて補充を必要とする。すなわち必要とされるのは法侵犯者の社会への再編入であり、なによりもまず勤労生活および職業生活への再編入であり、さらにまた、それに加えて社会的な全体生活への再編入である。次に、施設からの釈放後の広範に及ぶ緩やかな保護を必要とする、但しまず第一に過渡的ホームへの収容が行なわれる場合はこの限りではない。あらゆる努力を傾注したにもかかわらず、社会的能力のあることが証明されない者については、一個の保護的防衛に関する今だ未解決の問題が結果として生じることになる。（文献略）

紹介

Karl Peters, Kriminalpädagogik im Lexikon der Pädagogik, 2. Auflage, S. 490 f., 1970.

一、概念、諸問題。刑事教育学または法廷的教育学とは、法侵犯者または強要的に法侵犯の性癖を有する者の教育（再社会化）に関する理論をいう。刑事教育学は刑法的に把握された法侵犯を基点とするものであり、その法侵犯がすでに実現したものであると、将来そのおそれのあるものであるとを問わない。

刑事教育学は教育学の一部である。（中略）刑事教育学の諸基本概念、認識および要求は、教育学から導き出される。従つて教育学の諸問題は刑事教育学にも反映する。他人教育と自己教育、機能的教育と意図的教育、少年の陶冶と成人の陶冶という各緊張関係ならびに具体的教育目標および教育方法をめぐる論議が現われる。自由剝奪の状態での人間的ならびに社会的に正常でない関係の結果として、特殊な問題が生じる。例えば、強制関係、社会生活からの隔離、不自由な状態で自由への導き、否定的な基本的立場をとる処遇の難かしい者の最も狭い空間への寄せ集め、職員と被拘禁者との間の集团的抗争、時期に遅れた教育事象、人間的発展に即自的に適合しない生活時間の

延期がこれである。それは治療的教育学および社会的教育学のような他の教育学上の特別領域と密接に関連する(中略)。

第二次世界大戦後に初めのうちはゆっくりと、次にしだいに急速に浸透してきた行刑の改革(被拘禁者の教育)の必要性に関する認識は、罪を犯すおそれのある者または犯罪者の人格をめぐる中間・人間的平面での組織的努力へと駆りたてた。それと同時に生じてきた問題がある。それは、犯罪性におちいった者に対し、社会で葛藤を惹き起すことなく生活し、自己の独立した職業に就く道を、それと同時に自己の自由への道を発見できるよう、彼の形成と陶冶とに対し支援が与えられるよう、マン・ツーマンによる人格矯正を行なうことができるものかどうか、できるとしてその方法如何ということである。刑事教育学の現状の輪廓をドイツ語の文献として描いているものに、Hellmer, Nass および Peters(一九五九年から一九六〇年までの仕事)および Wiesendanger(一九六三年)の仕事がある。(中略)

二、目標および要素。刑法的処遇の主目標は被拘禁者の教育による再社会化(社会化)である。そのために幾多の重要な要素が作用する。司牧、授業、休憩時間の形成、家族の保護、心理学および精神病学的処遇、釈放者の保護などがこれである。刑事教育学は刑事学とも最も密接な結びつきがある。刑事教育学的処遇は犯罪現象の一般的原因に関する知識および個々

の法侵犯者の歩む道の知悉を前提とする。(中略)

三、刑事教育学と法。刑事教育学は刑法を基礎とする。刑罰法規に抵触することが初めて刑事教育学の仕事と呼び起す。

(中略) 放任および人格頹廢というきわめて重大な現象は、依然として除かれたままである。

法が刑事教育学の出発点であり、また到達点でもあるとすれば、この両者を結合する問題が生じる、すなわち時代に相応する架構を見出せなかった被教育者を法秩序に慣らさせることこれである。それにもかかわらず、刑事教育学は合法性のみに基づいて整序されうるものではない。刑事教育学はむしろ被教育者の精神的態度についても配慮しなければならないのである。

法との結合は、刑事教育学に対し欄柵を設定する。なお、最近まで刑事教育学に内在していた成人の教育の自明性は、一九六七年七月一八日の連邦憲法裁判所の判例(判例集二二、一八〇)によって新たな熟考を必要とする。連邦憲法裁判所は、連邦社会扶助法第七三條一項を憲法違反と宣言した。これによれば、施設での自発的滞在を拒否した社会的に危機に立っている者は以下の場合に裁判所の指示を受けることができることになっていた。すなわち、「彼が、(1)とくに意思薄弱またはその衝動においてとくに抑止力のない者であるとき、(2)放任されているときまたは放任の危険にさらされているとき、および(3)その補

助がある施設においてのみ有効であるとき」がこれである。連邦憲法裁判所によれば彼の自由はとくに重要な理由からだけ制限されうる。それらの理由を連邦憲法裁判所は、刑法、刑事訴訟法および公共に危険な精神病者の收容法での公共の保護を理由として認めている。保護的処置は、該当者が自己に對して一身のまたは經濟的損害を加えることを阻止することが大切である場合に、彼の保護のためにのみ許容される（精神薄弱の故により禁治産宣告を受けた者の收容がそれである）。倫理的頹廃および放任は收容の權利を与えない。連邦憲法裁判所は、國民を「改善すること」は「國家」の関心事ではない旨を強調した。社会扶助の思想は、この判例では不充分である。自由の概念が一面的にみられている。改善は強制事象として評價されている。改善ということが本質的には外部によつて支援される自己形成であることが、この裁判では顧慮されていない。予防的刑事教育学はこの判例によつて本質的な欄柵を受け取つた。さらに遠くに及ぶ効果として、この判例は執行における刑事教育学の終焉を意味することになるであらうし、その結果として、行刑は再び応報執行となるであらう。しかし堅持されるべきは、刑が宣告されたかぎりで、現代の行刑は、刑事教育学がその一部となっている個別処遇の思想に基礎をおくことである。

四、協力者および方法。行刑職員は教育学的にその心構えが

あり、能力がありそしてその教育を受けている必要がある。職員は共同作業をする気持がなければならない。被保護者が、例えば保護觀察補助および助力（教育的助力）の際のように、通常的環境にあるところでは、保護者はその他の教育者（両親の家、家族、学校、雇い主）と連帶して協力しなければならぬ。施設ではできる限り外界に適合する生活圏が作り出される必要がある。刑事教育学的執行は相應した空間形成、手段および作業方法を必要とする。本質的なことは適時の釈放の準備である。

五、教育学の危機。刑事教育学は、それぞれの教育学的部分領域と同様に、従来の基本觀念（自由、權威、服従、信頼）を問題とすることに関係をもたされる。あらゆる教育学は基本的所与の承認を前提とする。刑事教育学の内部でも基本的問題を新たに熟慮するという課題がどれほど存在するとしても、それだけまたこのことが基本的態度の放棄に導きうるものではない。複數社会は価値觀念の相違を伴う。これらの価値觀念が同じ方向をとる場合には、共同作業に障害は生じない。しかし相對立する流れが現われるや否や、もし社会が硬直した価値中立性のために、何らかの固有の価値的立場を放棄しようとするれば、國家的領域で価値を基礎として整序される教育学は不可能になると考えられる。西ドイツの社会秩序は、なかならず基本

法および州憲法中で表現されているそれは、価値的拘束性を、人間の価値を転倒していた時代に対して、キリスト教的・ヨーロッパ大陸の世界から見出した。それと同時に、一般的拘束力をもつ基礎が、少くとも、教育学のために与えられているのである。（文献略）